

豊川市監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年1月30日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	波多野 文 男

別紙

定期監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

市民部人権交通防犯課

2 監査の範囲

平成28年4月1日～平成29年11月15日

3 監査の実施期間

平成29年7月27日～平成29年11月15日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 契約に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 補助金・交付金に関する事務について
- イ 公金の取扱事務について
- ウ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

現在、市内7箇所の公共自転車駐輪場に設置されている防犯カメラ付自動販売機について、当初の防犯目的を果たす管理等に着目し、協定の見直しを検討されたい。